資料１

**「愛知県地域保健医療計画の中間見直し」について**

**１　趣旨**

医療法第30条の6の規定により、医療計画は3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは中間見直しを行うものとされている。

2020年が中間年にあたるため、現行計画の中間見直しを行う。

**２　策定時期について**

**（１）県計画**

**2021年9月末までに策定。**

（見直し後の計画期間2021年10月1日～2024年3月31日）

**（２）医療圏計画について**

**2021年2月頃に開催予定の圏域会議で方針を決定し、2021年度末までに策定**

**３　中間見直し方針**

**（１）見直しの内容について**

現行計画をベースに**データや「現状」の時点修正等を行う**ほか、**必要に応じて　　　「課題」や「今後の方策」、「指標」を見直す。**

**（２）基準病床数について**

　　　国の指針で示される算定方法の変更はなく、厚生労働省も一律変更する考えはないため、本県の**基準病床の見直しは行わない。**

**（３）他計画との整合性の確保について**

３年ごとに改定される介護保険事業（支援）計画との整合性を図るため、**在宅医療と介護サービスの見込み量について市町村と調整を図る。**

**調整は、圏域毎に県と市町村の医療・介護の担当者により実施する。**

**４　見直し体制**

|  |  |
| --- | --- |
| **区　分** | **組　織** |
| **全　体** | ○愛知県医療審議会（医療計画中間見直しの諮問・答申） |
| **県計画** | ○愛知県医療審議会医療体制部会（県計画中間見直しの審議・検討） |
| **圏域計画** | ○**圏域保健医療福祉推進会議**（各圏域計画中間見直しの審議・検討）  ※医療体制部会で県計画との整合性等について審議・検討 |

**５　スケジュール**



**６　参考（国通知）**

（１）「医療計画について」の一部改正について

（令和2年4月13日付け医政発0413第1号　厚生労働省医政局長通知）

（２）「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」

（令和2年4月13日付け医政地発0413第1号　厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）

※本通知については、7月15日付けで一部修正されている。

（３）第7次医療計画の中間見直し時期及び看護職員に係る医療計画上の検討について

　　（令和2年5月12日付け医政地発0512第1号　厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）